

漢魏時代の皇太后

岡安, 勇 / OKAYASU, Isamu

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

35

(開始ページ / Start Page)

14

(終了ページ / End Page)

26

(発行年 / Year)

1983-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011673>

漢魏時代の皇太后

はじめに

中国古代の国家構造を理解する上には皇帝権力の解明が重要な課題の一つであり、そのため従来から数多くの努力がなされてい⁽¹⁾る。特に尾形勇氏は、臣下の皇帝に対する「臣某」形式と同時に、皇帝の天地・宗廟に対する「臣某」形式の存在を明らかにし、皇帝と臣下との関係は、天地・宗廟と皇帝のそれに比すべきもので、このような状況下で皇帝を頂点とする一元的・絶対的支配体制が確立された、という如くに理解されている。⁽²⁾

⁽³⁾ところが、皇帝と皇太后等との関係について席次面から考察した前稿によれば、皇太后は私的場面においても公的場面（臨朝称制時）においても皇帝の支配下に置かれることはなく、むしろ皇帝の上位に位置していた、という結論が得られ、皇帝が支配体制の頂点に立つ唯一の存在であるとされる尾形氏の理解に若干の疑問が生ずることになったのである。ただし、前稿では席次面から考察を進めたため、皇帝と皇太后との具体的関係について論述することはできなかった。そこで本論では皇帝と皇太后との関

係、特に皇太后に属する権限について考察することにする。

なお、「臨朝称制」時は皇太后も皇帝と同様に機能し、皇太后固有の権限と区別しがたいので、この時期を考察の対象から出来るだけ除外したことは言うまでもない。

岡 安 勇

一

中国古代の国家内において臣下が皇帝への上書に「臣某」形式を採り、また皇帝に対する臣下の自称は「称臣」すべきであったことについては尾形氏によりすでに明かにされているが、では後漢書^{卷一}上皇太后紀に

皇太后之尊、與朕同體、承宗廟、母天下。

とあり、また、漢書^{卷七十九}外戚伝には廃后時の策として

（武帝）使有司賜（陳）皇后策曰、皇后失序、惑於巫祝、不

可以承天命。

⁽⁵⁾とあり、皇帝と「同体」でまた「天命」を受ける皇后に対して臣下はどのように対応したのであろうか。しかしながら、皇后は政治の舞台にほとんど姿を現わすことがないため、臣下の皇后への

上書等は管見による限り見られないが、ただ後漢書^{卷一}皇后紀に、馬皇后の幼時にその人相を見た相者の言として

後又相者使占諸女、見(馬皇)后大驚曰、我必爲此女稱臣。とあり、また漢書^{卷九上}王莽伝には漢王朝篡奪の前段階として假皇帝となった王莽の執るべき行動として

其朝見太皇太后・帝皇后、皆復臣節。

とあることから、皇帝と等しく皇后に対しても臣下は「称臣」し、上書にも「臣某」形式を用いていたことが窺われる。

また、晋書^{卷二}礼志下の太寧三年(三二五)三月の条に

癸巳、詔曰……漢魏以來、尊崇儲貳(皇太子)、使官屬稱臣、朝臣咸拜……

とあり、東宮の官属は皇太子に対して「称臣」していたのであるが、通典^{卷四}礼典二六上表称太子名議の泰元十九年(三九四)七月の条に

義興太子褚爽上表稱太子名、……太子雖國之儲貳、猶同於臣列。

とあり、これは東晋時代の記事ではあるが、皇帝に対しては皇太子も一般臣下と同様臣列に連なるのであり、晋書^{卷二}礼志下に

漢魏故事、皇太子稱臣。

とあるところから、皇太子は皇帝にはもちろん、皇后に対しても「称臣」していたものと思われる。

しかし、統漢書礼儀志中、拜王公の劉昭注所引の立后の記事に

皇后初即位章德殿、太尉使持節奉璽綬、天子臨軒、百官陪位。皇后北面、太尉住蓋下、東向、宗正・大長秋西向。宗正讓策

漢魏時代の皇太后(岡安)

文華、皇后拜、稱臣妾。

とあるように、皇帝の「同体」として皇太子以下の臣下から「称臣」されていた皇后も、皇帝に対しては「称妾」「称臣」の女性形)しなければならなかったのである。事実、史記^{卷九}劉敬列伝に

呂后日夜泣曰、妾唯太子・一女、奈何弃之匈奴。

とあり、三国志^{卷五}魏書后妃伝所載の魏書に

有司奏建秋宮、(文)帝璽書迎(甄皇)后、詣行在所、后上表曰、妾聞先代之興、所以饗國久長、垂祚後嗣、無不由后妃焉。

とあることによつて、皇后は皇帝に対して「妾」と自称していたことがわかる。

さて、こうしてみてくると、「称臣」形式は最終的に皇帝へと限定集中していったことが理解できる。しかし、「称臣」形式は、臣下(特に東宮の臣)が皇帝・皇后・皇太子の全てに「称臣」したのに対し、皇太子は皇帝・皇后に「称臣」し、皇后は皇帝のみに「称妾」したというように、層疊的構造になっていたということに注意して置く必要がある。換言すれば、層疊的構造をもつこの「称臣」形式は、秦の始皇帝以来「朕」と称し得る唯一無二の皇帝が、「称臣」形式を通して一元的支配体制を形成しようとした意図とは別に新たな問題を生ずることになったのである。それは皇太后の存在である。

つまり、この層疊的構造をもつ「称臣」形式からは、「現」皇帝の死去により皇太子が「新」皇帝となるとき、「現」皇后は皇

太后となつて〔新〕皇帝の上位に置かれるのではないかと推測されるのである。このことを図によって示せば、図一から図二への移行ということで理解されることと思われる。そして皇太后が皇帝の上位に置かれるという推測は、皇帝の皇太后に対する「称臣」という事例が史料に存在することで証明されるのである。すなわち、史記卷九呂太后本紀には、呂后が戚夫人の手足を切断し、耳を焼きとり、目を取り出してこれを「人彘」と称して恵帝に見せたこととして

（恵帝）使人請太后曰、此非人所爲、臣爲太后子、終不能治天下。

とあり史記^{卷五}絳侯周勃世家には、景帝の皇后王氏の兄王信の封侯について

竇太后曰、皇后兄王信可侯也。景帝讓曰、始南皮・章武侯先帝不侯、及臣即位乃侯之、信未得封也。

とあり、史記^{卷七}魏其武安侯列伝には、竇太后の従兄子の竇嬰に対する丞相任官について

桃侯免相、竇太后數言魏其侯（竇嬰）。孝景帝曰、太后豈以爲臣有愛、不相魏其。

とあり史記^{卷四}外戚世家には、王太后が民間にある時生んだ娘を武帝が捜し出したこととして

（王）太后曰、（武）帝倦矣、何從來。帝曰、今者至長陵得臣姊、與俱來。

とあり、また後漢書^{卷一}皇后紀には、馬太后の兄弟に対する封侯について

図 一

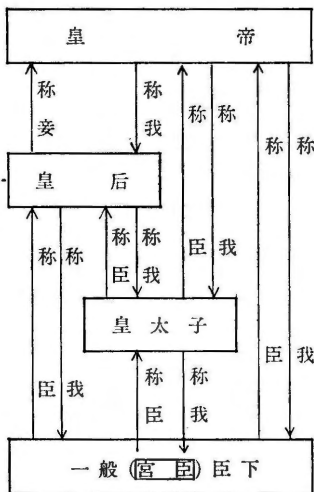
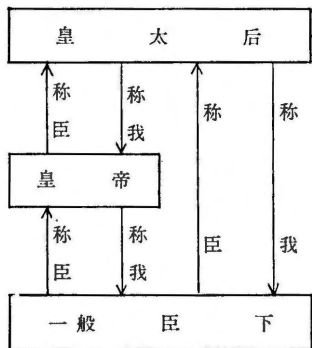


図 二



建初元年、(章)帝欲封爵諸舅、(馬)太后不聽。……(帝)復重請曰、漢興、舅氏之封侯、猶皇子之爲王也。太后誠存謙虛、奈何令臣獨不加恩三舅乎。……使臣長抱刻骨之恨。

とあり、皇帝が皇太后に対して「称臣」していることがわかる。ところで、臣下に対する皇帝の自称は、言うまでもなく「朕・吾・我」が用いられていたが、前掲後漢書^{〇七}「皇后紀」

(馬)太后報(章帝)曰、吾反覆念之、思令兩善。

とあるのをはじめとして、皇帝が皇太后に対して「称臣」する場合に皇太后は「称吾・我」しているのであり、皇太后が皇帝に「称妾」することはないのである。さらに、皇太后による「臨朝称制」の場合には、後漢書^{〇四}西漢紀延平元年(一〇六)五月の条に

辛卯、皇太后詔曰、皇帝幼冲、承統鴻業、朕且權佐助聽政、兢兢寅畏、不知所濟。

とあるように、皇太后も「朕」と称し得たのである。⁽¹⁰⁾

このように、皇帝を頂点とする一元的支配の象徴とも言うべき「称臣」形式も、その構造が層疊的であるため、皇后に「称臣」する皇太子が皇帝位に即くと、同時に皇后も皇太后となるから、両者間の「称臣」関係は以前と変ることなく継続されたものと考えられる。つまり、皇太后が存在するとき「称臣」形式の頂点は皇帝から皇太后に移行していくのである。

もちろん、このことが一般臣下に対する皇帝の一元的支配を否定するものではないが、「称臣」形式の構造上皇帝の「称臣」もあり得るわけで、現実世界においてはこの皇太后に対する「称

臣」であり、祭祀においては上帝に対する「臣某」という形で表面化したのである。

さて、そうすると皇太后は皇帝による一元的支配体制から独立した存在であったと考えられる。それゆえ、皇帝とは別に、皇太后も独自の権限を有していたとしても、必ずしも誤りとは言えないと思われる。そこで次章から皇太后の所持する権限について具体的に考察してみることにする。

二

秦の始皇帝は周の封建制度を排して皇帝による絶対的支配体制を敷いたが、つぎの前漢はその建国の事情から、漢初には異姓の諸侯王が存在し、同姓の者も帝国の藩屏として地方に封建されていたということは周知の事実である。⁽¹¹⁾

ところで、史記^{〇九}呂太后本紀には

太后稱制、議欲立諸呂爲王、問右丞相王陵。王陵曰、高帝刑白馬盟曰、非劉氏而王、天下共擊之。今王呂氏、非約也。太后不說。

とあり、高祖と大臣たちとの間で右のような約がとりかわされたことよって、異姓の諸侯王の出現は不可能となった。また、既存の異姓の八王国も長沙国を除いた七王国は高祖の十一年(前一九六)までに、すべてその領地を奪われ、以後王国封建は劉氏一族の特権となったのである。ところが、高祖のあと恵帝の皇太后となった呂太后は恵帝の死後自ら「臨朝称制」して政權を掌ると、呂氏一族への封建を行なったのである。これに対して高祖の約を

盾に阻止しようとしたのが前掲史記呂太后本紀の王陵であるが、同じく呂太后本紀に

(太后)問左丞相陳平・絳侯周勃。勃等對曰、高帝定天下、王子弟、今太后稱制、王昆弟諸呂、無所不可。太后喜、罷朝。

とあり、陳平・周勃は社稷を全うする一時の便法として皇太后一族の封建を認めたのである。

このほか、呂太后は呂氏一族を列侯にも取り立てるのであるが、前掲の高祖の約をより完全な形で残している史記^{卷五}周勃世家に

(周)亞夫曰、高帝約非劉氏不得王、非有功不得侯。不如約、天下共擊之。

とあり、功績の無い者は列侯になれないという高祖の約をも破り、ここに高祖の約は事実上その効力を失ってしまったのである。

こうして、呂太后は「臨朝稱制」することではやくも高祖の約を破って皇太后一族の封建を行なったのであるが、その結果、以後の皇太后も高祖の約に復することなく、呂太后の例に倣って一族封建を踏襲していくのである。ちなみに、漢書^{卷八}一外戚恩沢侯表によれば、皇太后の一族という理由で列侯となった者は、呂太后期四人、竇太后期二人、王太后(武帝の母)期二人、上官太后期一人、王太后(宣帝の皇后)期六人、王太后(成帝の母)期二人という如くである。要するに、このような現象は、呂太后の行なった皇太后一族の封建が、後には皇太后の既得の権限と見做さ

れたために起きたものと思われる。

さらに、皇太后は皇后一族の封建も皇帝に認めさせているのである。すなわち、前掲史記^{卷五}周勃世家に

竇太后曰、皇后兄王信侯也。景帝讓曰、始南皮・章武侯先帝不侯、及臣即位乃侯之。信未得封也。竇太后曰……帝趣侯一信也。景帝曰、請得與丞相議之。

とあり、竇太后は景帝の皇后王氏の兄王信の封侯を景帝に求めたのである。これに対して、前掲したように高祖の約を持ち出し、また「今信雖皇后兄、無功、侯之、非約也」(同世家)と指摘した丞相周亞夫によって竇太后の要求はいったん阻止されたのであるが、周亞夫が罪に抵って死亡するとまもなく、王信は蓋侯に封ぜられたのである。そして、この件を前例として、以後皇后一族の封侯も踏襲されていくのであり、ここに皇帝政治への皇太后の介入が見られる。

さて、皇太后・皇后一族に対する封侯は後漢・魏を通しても絶えることなく行なわれていたが、特に前掲後漢書^{卷一}上皇后紀に

建初元年、(章帝)欲封爵諸舅、(馬)太后不聽。明年夏、大早、言事者以爲不封外戚之故、有司因此上奏、宜依舊典。とあり、また

帝省詔悲歎、復重請(太后)曰、漢興、舅氏之封侯、猶皇子之爲王也。

とあるように、皇太后・皇后一族の封侯は後漢章帝期までに制度化され、劉氏一族の封建と同等に認識されていたことがわかる。ここで以上述べたことをまとめると、前漢建国のはじめ高祖と

大臣との間で取り交わされた約——諸侯王を劉氏一族に限定し、功績のない者は列侯としない——は呂太后が呂氏一族を封建することで実質的に破棄され、以後の皇帝は高祖の約を復元することができず、皇太后一族の封侯を認めていた。さらに、後漢では皇太后一族の封侯は前代の「旧典」として制度化して理解されるまでに至ったのである。

また、皇后一族に対する封侯は、前漢の景帝時代の竇太后によって創設され、その後は皇太后一族の封侯と同様踏襲されていくことになるのである。

こうしてみていると、皇太后・皇后一族のいわゆる外戚の封侯は、漢書外戚恩沢侯表の名に代表されるような皇帝の恩恵によって賜与されたものではなく、皇太后の権限によって創設し継承され、または皇帝に迫って認めさせて獲得したものであることが理解できたことと思われる。そしてここには、皇帝の支配体制に対する皇太后の関与・介入が認められるのである。

三

前章では皇太后の政治への関与・介入について言及したが、それは政治全般にわたるものではなく、外戚への封侯という利益獲得のためであったことが判明した。本章でも前章に引続き、皇帝の支配体制下にある外戚及び宗室への皇太后の介入問題について考察することにする。

後漢書^{卷一}上皇后(馬氏)紀には

其外親有素義行者、輒假借溫言、賞以財位。如有織介、則先

漢魏時代の皇太后(岡安)

見嚴格之色、然後加譴。其美車服不軌法度者、便絕屬籍、遣歸出里。

とあり、馬太后が一族の者に賞罰を示した記事があるが、その中に「車服を美り、法度に軌わざる者は一族の屬籍から絶縁して郷里に帰させる」というのがある。この「屬籍」に関して後漢書^{卷一}上皇后(鄧氏)紀には

(鄧)康以(鄧)太后久臨朝政、心懷畏懼、託病不朝。太后使内人問之。……所使者乃康家先婢……康聞、詬之曰、汝我家出、爾敢爾邪。婢怒、還說康詐疾而言不遜。太后遂免康官、遣歸國、絶屬籍。

とあり、実際に皇太后一族の一員が皇太后によって一族の戸籍から除名された事例があるが、後漢書^{卷六}順帝紀永建元年(一二六)正月の条に

甲寅、詔曰……宗室以罪絶、皆復屬籍。

とあり、皇帝が宗室の戸籍を管理していたことがわかるが、皇太后も一族の戸籍を掌中に収めることで一族を自己の管轄下に置いたものと思われる。

さて、前章によれば、皇太后は外戚の利益獲得のためにはたはらいているが、ここで外戚一族を自己の支配下に置くと言うのも、皇太后が一族保護を目的として行なった措置と考えられる。後漢書^{卷一}上皇后(鄧氏)紀に鄧太后が外戚の専横を戒しめて

自是親屬犯罪、無所假貸。

とあり、皇太后は一族の者が罪を犯しても、その罪を減免することとはしない、という記事がある。また、三国志^{卷五}魏書后妃伝所

載の魏書に

(下) 太后毎見外親、不假以顔色、常言……不能自變爲耆、有犯科禁者、吾且能加罪一等耳。

とあり、一族の内で着恣に流れ、法を犯す者は規定の罰則より罪一等を加える、と言うのである。つまり、処罰に当っては皇太后一族といえども特別扱いしないという右の二事例の文言からは、かえって、皇太后が一族の処罰に介入し、罰則適用に際して皇太后に一定の自由裁量が認められていたことを窺わせる。また、史記^七魏其武安侯列伝に、王太后の弟の武安侯田蚡の婚礼祝賀の席上不敬をはたらき、田蚡に捕えられた灌夫を救出しようとした竇嬰が武帝に見えて

具言灌夫醉飽事、不足誅。

と上奏すると、武帝は

上然之、賜魏其食曰、東朝廷辯之。

と言ひ、皇太后の住まう東宮で弁明するよう命じ、そしてその後東宮での弁明で御史大夫らが竇嬰の言ひ分を支持すると、王太后は武帝を詰つて

今我(王太后)在也、而人皆藉吾弟、令我百歲後、皆魚肉之矣。

と述べ、弟の田蚡をかばうと武帝は

上謝曰、俱宗室外家、故廷辯之。不然、此一獄吏所決耳。

と言つて弁解した、という記事がある。ここでまず明らかとなつたことは、宗室や外戚に対する処罰に際しては、一般臣下が獄吏の手に委ねられたものと異なり、朝廷で弁明の機会を与えられる

ということであり、また、その朝廷が皇太后の住む東宮の朝廷であることから、外戚の刑罰決定には皇太后の意向が強くはたらいふことと思われる。たとへば、漢書^八翟方進伝には

皇太后(王氏)姉子侍中衛尉定陵侯淳于長有罪、上(成帝)以太后故、免官勿治罪。

とあり、皇太后の縁戚という理由のみで罪を赦免されている例がある。

以上のことを要するに、皇太后一族の処罰には一般臣下とは別の罰則規定が適用され、処罰軽減の措置がとられた。つまり、皇太后一族は処罰の面で皇帝の支配体制下の一般臣下から分離されて保護を加えられていたのであるが、それは皇太后が一族の戸籍を管理して自己の支配下に置いたことよって可能となつたのである。

また、宗室への処罰にも皇太后の関与がみられる。史記^九張敖之列伝に

上(文帝)拜(張)釋之爲公車令。頃之、太子與梁王共車入朝、不下司馬門、於是釋之追止太子。梁王無得入殿門。遂劾不下公門不敬、奏之。薄太后聞之、文帝免冠謝曰、教兒子不謹。薄太后乃使使承詔赦太子。梁王、然后得入。

とあり、司馬門で下車せず朝廷に入り、不敬罪で劾奏された皇太子と梁王は皇太后の関与によつて赦免されている。また、三国志^九魏書曹洪伝には

始、(曹)洪家富而性吝嗇、文帝少時假求不稱、常恨之、遂以舍客犯法、下獄當死。羣臣並救莫能得。卞太后謂郭后曰、

令曹洪今日死、吾明日敕帝廢后矣。於是泣涕屢請、乃得免官削爵土。

とあり、曹洪は法を犯した舎客に連累し、獄に下されて死罪となつたが皇后を脅迫して皇帝に圧力を加えた皇太后の援助によって救済された、というのがあつた。また、三国志^{卷九}一陳思王曹植伝黃初二年(二二二)の条に

監國謁者灌均希指、奏(曹)植醉酒悖慢、劫脅使者。有司請治罪、(文)帝以(下)太后故、貶爵安鄉侯。

とあり、酒に酔つて使者を劫したかどで罪に問われた曹植は、皇太后が母であるということを考慮され、その罪を免ぜられたという。ただし、三国志^{卷九}二方技(周宣)伝には

時(文帝)欲治弟(曹)植之罪、偏於(下)太后、但加貶爵。とあり、実際には皇帝が皇太后の圧力に屈して曹植の罪を免じたのである。

このように、皇太后は皇帝一家および宗室の成員の処罰に対しても、外戚の場合と同様に介入していたことがわかるが、皇太后による宗室・外戚へのこのような措置は結果的に皇帝権力を弱めるはたらきをしたと思われる。しかし、皇帝はそれを阻止することができなかつたのであり、ここに皇太后の皇帝に対する優位が窺がわれる。

四

皇太后一族いわゆる外戚が皇太后の支配下にあつたことは前述したが、皇帝一家も皇太后の一族であることに変わりはない。そこ

漢魏時代の皇太后(阿安)

でここでは、皇帝一家内における皇太后の権限についてみていくことにする。

まず、立后について漢書^{卷七上}九外戚伝に

王夫人又陰使人趣大臣立栗姬爲皇后。大行奏事、文曰、子以母貴、母以子貴。今太子母號宜爲皇后。(景)帝怒曰、是乃所當言邪。遂案誅大行。

とあり、立后の人選に悩んでいた皇帝に大行令が皇太子の母を皇后に指名する旨上言すると、皇帝は臣下の与り知る所ではないとして大行令を誅殺してしまったというのであるが、ここに臣下は皇后の人選に直接関与できないことを知ることができる。

ところが、史記^{卷四}九外戚世家に

呂后長女爲宣平侯張敖妻、敖女爲孝惠皇后。

とあり、また同じく史記外戚世家に

及孝惠帝崩……而以呂祿女爲少帝后。

とあり、漢書^{卷四}文帝紀、文帝三年(前一七七)三月の条に

有司請立皇后。(薄)皇太后曰、立太子母竇氏爲皇后。

とあり、漢書^{卷七下}外戚伝に

上(成帝)欲立趙婕妤。(王)皇太后嫌其所出微甚、難之。

太后姊子淳于長爲侍中、數往來傳語。得太后指、上立封趙婕

妤父臨爲成陽侯。後月餘、乃立婕妤爲皇后。

とあり、漢書^{卷九上}王莽伝に

(王)莽既尊重、欲以女配帝爲皇后……(王皇太后)乃下詔

曰、王氏女、朕之外家、其勿采。……太后不得已、聽公卿采

莽女。

とあり、後漢書^{卷一}上皇后(馬氏)紀に

永平三年春、有司奏立長秋宮、(明)帝未有所言。(陰)皇太后曰、馬貴人德冠後宮、即其人也。遂立爲皇后。

とあり、後漢書^{卷七}桓帝紀本初元年(一四六)の条に

梁太后徵(桓)帝到夏門亭、將妻以(大將軍梁冀)女弟。

とあり、三国志^{卷四}魏書少帝紀所引の魏書に

(少)帝欲立王貴人爲皇后。(郭)太后更欲外求、……後卒待張皇后疏薄。

とあり、右の諸事例を通覧すれば、立後の決定権は皇太后に委ねられていたことが理解できる。

また、前掲三国志^{卷九}魏書曹洪伝に

下太后謂郭后曰、令曹洪今日死、吾明日敕(文)帝廢后矣。

とあり、下太后は郭后に対して「皇帝に命じて皇后の地位から廃す」と言っているところから、皇太后は立后と同様、廢后に関する権限も掌握していたと考えられる。

なお、漢書^{卷八}元后伝に

宣帝聞太子恨過諸娣妾、欲順適其意、乃令皇后擇後宮家人子可以虞侍太子者。

とあるように、太子の娣妾を選択するにあたって皇后が皇帝の命を受けているのは異なり、皇太后の立・廢後の権限は皇帝權力から独立していたことが窺われる。

さて、皇太后は立・廢后に関する権限を有していたと考えられるが、実は皇帝に対しても同様の権限を有していたことが窺える。すなわち、史記^{卷九}呂太后本紀に

(呂)太后曰……今皇帝病久不已、迺失感愴亂、不能繼嗣奉宗廟祭祀、不可屬天下、其代之。

とあり、漢書^{卷八}霍光伝に

(霍)光即與羣臣俱見白(上官)太后、具陳昌邑王不可以承宗廟狀。……皇太后詔曰、可。

とあり、三国志^{卷四}魏書少帝芳紀嘉平六年(二五四)九月の条に

甲戌、(郭)太后令曰、皇帝芳春秋已長、不親萬機、……不可以承天緒、奉宗廟。……遣芳歸藩于齊、以避皇位。

とあり、漢魏時代には以上三人の皇帝が皇太后によつて廢立せられているが、いずれの場合にも「宗廟を奉ずることができない」ということが廢立の理由に挙げられている。

ところで、皇帝が皇后を廢するときもやはり「宗廟を奉ずることができない」ことをその理由に挙げているが、宗廟とは、言うまでもなく、祖先の靈を祭る場所であるから、廢立、立・廢後の決定要件として「宗廟」に言及するのは、つまり廢立、立・廢后が宗室内の問題と考えられていたからに他ならない。したがつて、廢立、立・廢后の問題は、皇太后の宗室管理の一環として処理されたものと理解することができる。⁽²¹⁾なお、このような皇太后の権限は、皇太后がすでに皇后立后時に〔前〕皇帝と共に天命を受け、宗廟を奉ずる資格を得ていたことに基づいていと考えられる。ここに至つて皇太后の皇帝に対する優位を認めることができるのである。

結びにかえて

ここで上述してきたことをまとめると、つぎのようになる。

一 皇太后・皇后一族いわゆる外戚への封侯は、漢初の呂太后及び竇太后によって獲得されたもので、皇帝の賜与によるものではなく。また、外戚の封侯の特権は以後継承されて、漢魏両王朝ともに行なわれていた。

二 皇太后一族は、一族の戸籍を管理する皇太后の支配下、いかえれば保護下に置かれていた。そのため皇太后一族の処罰には皇太后が介入し、皇帝に圧力をかけ、あるいは皇太后独自に罪を減免するなど、一般臣下にはみられない特別措置がとられていた。また、皇太后は宗室の処罰についても皇太后一族と同様の保護を加えていた。

三 皇后立后時すでに天命を受け、宗廟を奉ずる資格を得た皇太后は、子である皇帝への皇后立后および廢后、さらに皇帝廢立の権限まで有していた。

右の結論をみれば、皇太后の権限は外戚・宗室に関する支配・管理にあつたということが指摘できる。ただし、それらに対する権限行使は結果的に皇帝権力を弱めることになり、皇帝側勢力にとつては容認できないものであつたことは言うまでもない。皇太后一族の封侯に対する王陵・周亜夫の反論はすでにみたが、史記卷七魏其武安侯列伝に

及建元二年、御史大夫趙綰請無奏事東宮。
とあり、後漢書卷七杜根伝に

時和熹鄧后臨朝、權在外戚。(杜)根以安帝年長、宜親政事、
漢魏時代の皇太后(岡安)

乃與同時郎上書直諫。

とあり、三國志卷二魏書文帝紀黃初三年(二二二)九月の条に

甲午、詔曰、夫婦人與政、亂之本也。自今以後、羣臣不得奏事太后、后族之家不得當輔政之任、又不得橫受茅土之爵、以此詔傳後世、若有背違、天下共誅之。

とあり、皇帝をはじめ臣下は皇太后を政事の場合から排除しようとしたが、これらは皇太后の権限行使の前にいづれも失敗に終つて(22)いる。

では、皇太后の權威の本源はどこにあるのであろうか。もし皇太后の名称が単に皇帝の母(23)というだけの意味しか持たないとすれば、皇太后の公的場面での権限行使は不可能であらう。実は、この問題の結論はすでに第一章において論述したことに帰着するのである。

つまり、皇太后の權威は、皇帝が祭祀において天地に対して「臣某」と称したように、現実世界において「臣」と称する対象として皇帝の上位に置かれていたことに基づくのである。

そして、この皇太后が皇帝の上位に位置する問題は漢魏以後も克服されることなく、むしろ形式上整理して継承されていくように思われる。たとえば、時代は少し離れるが、周書卷九皇后(阿史那氏)列伝大象二年(五八〇)二月の条に

又尊爲天上皇太后。冊曰、天元皇帝臣贊、奉璽綬冊、謹上天元皇太后尊號曰天元上皇太后。

とあり、同皇后(李氏)列伝大象二年二月の条に

尊爲天元聖皇太后。冊曰、天元皇帝臣贊、奉璽綬冊、謹上天

皇太后尊號曰天元聖皇太后。

とあり、管見による限り初めて皇太后に対する「臣某」形式が史料に現われ、さらに旧唐書^二卷^五后妃(沈氏)列伝下建中元年(七八〇)十一月の条には

遙尊聖母沈氏爲皇太后、……册曰、嗣皇帝臣名言、……臣名
謹上尊號曰皇太后。

とあり、同后妃(郭氏)列伝元和十五年(八二〇)正月の条に
册爲皇太后、陳儀宣政殿庭、册曰、嗣皇帝臣名再拜言、……
謹上尊號曰皇太后。

とあり、同后妃(蕭氏)列伝下に
文宗踐祚之日、奉册曰、嗣皇帝臣名言、……謹上穆宗睿文惠
孝皇帝妃尊號曰皇太后。

とあり、唐代には皇太后に対する「臣某」形式が整理されているのがわかる。

ただし、本稿では漢魏時代の皇太后に対する考察を主眼として
いるため、漢魏以降の皇太后については今後の検討課題としてお
きたい。

註

- (1) 栗原朋信『秦漢史の研究』(吉川弘文館、一九六〇年)、
同『上代日本対外関係の研究』第一章、第二節「漢帝国
の構造」(吉川弘文館、一九七八年)、西嶋定生「皇帝支
配の成立」(『岩波講座・世界歴史』4、一九七〇年)、
好並隆司『秦漢帝国史研究』(未来社、一九七八年)、尾
形勇『中国古代の「家」と国家』(岩波書店、一九七九

年)など参照。特に前掲『中国古代の「家」と国家』序
章には最近までの中国国家観に関する学説史が詳細に記
されており、必読すべき書である。

- (2) 前掲『中国古代の「家」と国家』第二章「自称形式より
見たる君臣関係」参照。

- (3) 『中国古代史料に現われた席次と皇帝西面について』(未
発表、近く『史学雑誌』に掲載の予定)。

- (4) 註(2)参照。

- (5) このほかに漢書^七上外戚傳に「(宣帝)使有司賜(霍)皇
后策曰、皇后熒惑失道、懷不德……無人母之恩、不宜奉
宗廟衣服、不可以承天命」とあり、後漢書^卷皇后紀に
「假爲策曰、(伏)皇后壽、得由卑賤、登顯尊極、自處椒
房、二紀于茲……弗可以承天命、奉祖宗」とある。

- (6) 同じく後漢書^卷上皇后紀に「(見(竇))后者皆言當大尊貴、
非臣妾容貌」とある。

- (7) 前掲『中国古代の「家」と国家』第二章第一節「『臣某』
形式と君臣秩序」参照。

- (8) 史記^卷六秦始皇本紀の天下統一の年である二六年の条に
「臣等昧死上尊號、王爲秦皇、命爲制、令爲詔、天子自
稱曰朕」ある。

- (9) 皇太后の上位に太皇太后の存在する場合もあるが、ここ
では皇太后をもって代表することにする。

- (10) 「臨朝称制」時における皇太后への呼称については晋書^卷
三后妃列伝下に「天子幼冲……不得已而臨朝攝萬機、
……公卿奏事稱皇太后陛下」とあり、實際、漢書^卷八霍
光伝に「丞相臣(楊)敞、大司馬大將軍臣(霍)光……
太中大夫臣德、臣(趙)卬昧死言皇太后陛下」とあり、

後漢書^{卷八}列女伝にも「(曹)昭因上(皇太后)疏曰、伏惟皇太后陛下……妾昭得以愚朽、身當盛明……」という事例がみえる。

(11) 上帝に対する皇帝の「臣某」については前掲『中国古代の「家」と国家』第二章、第一節、第二項「皇帝自身における『臣某』形式」、金子修一「中国—郊祀と宗廟と明堂及び封禪」第一章、第二節(6)「『天子称臣』の出現」、『東アジア世界における日本古代史講座9 東アジアにおける儀礼と国家』学生社、一九八二年)参照。

(12) 秦と漢の皇帝観および皇帝権の相違については前掲「皇帝支配の成立」及び前掲「上代日本対外関係の研究」附録「秦と漢初の『皇帝』号について」参照。

(13) 長沙国も文帝の後元七年(前一五七)にその国を除かれた。

(14) 皇帝支配の下で皇太后による「臨朝称制」を行なったものはこの呂太后が最初である。「臨朝称制」について言及したものに、谷口やすよ「漢代の『太后臨朝』」(『歴史評論』三五九、八六一—九八頁)がある。なお、前掲「漢代の『太后臨朝』」には皇帝と皇太后の関係を席次面から考察した部分があるが(八八一—八九、九四頁)、私はこの点について、一九七六年早稲田大学大学院学内発表で「『史記』に現われた席次について」と題して発表し、次いで一九七七年法政大学史学大会において「中国古代史料に現われた席次について」と題して発表し、さらに一九八一年度法政大学史学大会において「中国古代の席次——特に皇帝西面について——」と題して発表し、その中で同様のことをすでに指摘したことがある。詳細は註(3)参照。

(15) 後漢書卷二明帝紀には「(明)帝遵奉建武制度、無敢違者、

漢魏時代の皇太后(岡安)

後宮之家不得封侯與政、館陶公主爲子求郎、不許、而賜錢千萬」とあるが、光武帝自身外戚への封侯を行なっており、明帝の外戚へのこうした対策は後漢一代の中ではむしろ例外的である。

(16) 馬太后の兄馬家・馬防・馬光の三人への封侯は、ここでは馬太后に反対されているが、このあと(建初四年)三人はともに封侯されている。

(17) ただし、封国については呂太后期に呂王・梁王・趙王・燕王に呂氏を封じたのみで、その後三国魏に至るまで外戚が封国された事例はなく、本論中(一八頁)に引く史記周勃世家に「高帝約非劉氏不得王、非有功不得侯。不知約、天下共擊之」とある高祖の約の封国の部分は呂太后の死後元に復されたものと思われる。

(18) 後漢書^{卷上}皇后紀の李賢注には「漢制、外戚以恩澤封侯」とあるが、本論の考察からは首肯できない。

(19) 史記集解所引の如淳注には「宮衛令、諸出入殿門公車司馬門、乘輅傳者皆下、不如令、罰金四兩」とある。

(20) 註(5)及び谷口やすよ「漢代の皇后権」(『史学雑誌』八七—一一)四六頁参照。

(21) 前掲「漢代の皇后権」では皇帝廃立は皇后権に属すると論じられているが、杉本憲司氏は「帝位継承にかかわる時はすでに皇后は皇帝と死別しているから皇后ではなくなった時であることから、皇后権という云い方にはひっかかる」(『史学雑誌』八八一—五、一九四頁)と皇后権に関する根本的な疑問を提出されている。たとえば「漢代の皇后権」第五章「昭帝崩時の上官皇后の動向」を例にとると、「上官皇后」と「上官皇太后」とが区別なく用いられているが、昌邑王劉賀がいったん皇太子となり、次に皇帝となると、上官氏も皇后から皇太后になるので

ある。つまり、昌邑王劉賀が皇帝位から廃されるときは上官氏は皇太后であり、「上官皇后の詔による皇帝の廃立が形式にすぎないものであつても、有効な形式であつた」(前掲「漢代の皇后権」『史学雑誌』八七一一、四一頁)とあるところは「上官皇太后」でなければならぬ。要するに本論で述べた如く、皇帝廃立は皇太后によつてなされることで、皇后がなすことではあり得ないことは自明であらう。

(22)

趙綰の上奏に対しては漢書卷六武帝紀建元二年(前一三九)十月の条に「御史大夫趙綰坐請毋奏事太皇太后、及郎中令王臧皆下獄、自殺」とあり、杜根の直諫に対しては後漢書卷五杜根伝には「(鄧皇)太后大怒、收執(杜)根等、令盛以謙囊、於殿上撲殺之」とある。また、三国・魏の文帝の詔に対しては、この詔發布後のことと考えられる三国志卷九魏書曹洪伝に「下太后謂郭后曰、令曹洪今日死、吾明日敕(文)帝廢后矣」とあり、文帝の詔も皇太后にはあまり有効であつたとは思われない。

(23)

漢書卷九上外戚伝には「漢興、因秦之稱號、帝母稱皇太后、祖母稱太皇太后、適稱皇后、妾皆稱夫人」とあり、言うまでもなく皇帝の母(実母でない場合もある)を皇太后としてゐるが、統漢書輿服志下に「太皇太后・皇太后、其綬皆與乘輿同、皇后亦如之」とあり、晋書卷二礼志中に「漢儀、太皇太后、皇太后崩、長樂太僕・小府大長秋典喪事、三公奉制度、他皆如禮。魏・晉亦同天子之儀」とあり、地位の象徴である輿服の一つ「綬」や喪礼において、皇太后は少なくとも皇帝と同等であつたことがわかる。

(24)

本稿第四章の文末及び結論では皇帝廃立に関する皇太后

の権限を、皇帝より以前に皇太后が宗廟を奉じていたことに求めたが、宗廟に関わる皇太后の立場自体が皇太后と皇帝の間に上下關係を形成する要因となつたものと考えられる。ただし、ここでは紙数も尽きたので、この点に関する考察は別の機会に譲ることにする。

本稿は一九八二年度早稲田大学史学大会において「漢魏時代の皇太后」と題して発表したものをもとに加筆したものである。

一九八二年一月二六日稿了

一九八三年二月二二日補訂

(早稲田大学大学院生・文学研究科)